

子ども医療費助成制度のご案内

医療機関(薬局・訪問看護ステーションを含む)の窓口で、マイナ保険証等と子ども医療費受給資格証を併せて提示することで、医療費(保険診療分)の自己負担額の全部または一部について助成を受けられる制度です。

助成後の自己負担額

対象者	通院	入院
就学前・小学生	無料	無料
中学生・高校生等	1割	

- ※高校生等とは在学の有無に関わらず、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方
- ※中学生及び高校生等の通院医療費のひと月あたりの自己負担上限額は、44,400円
- ※高校生等の入院医療費は令和5年10月から助成開始
- ※差額ベッド代などの保険適用外のものや、食事療養費は助成の対象外

申請方法

下記のいずれかの方法で申請してください。

- ・電子申請
- ・窓口申請
- ・郵送申請(送付先は裏面に記載)

電子申請の場合は、
岡山市ホームページ内の
「岡山市電子申請サービス」
から申請してください



申請受付場所：各 区役所市民保険年金課・福祉事務所・支所・地域センター
申請に必要なもの：申請する保護者の方の本人確認書類
※生活保護を受給中の方は、制度の対象外です。

助成方法

◆県内の医療機関を受診する場合

- ①医療機関の窓口でマイナ保険証等と受給資格証を提示してください。
- ②中学生・高校生等の方※の通院医療費については、自己負担額を医療機関にお支払いください。

※中学生・高校生等の医療費助成について

小児慢性特定疾病、自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)、指定難病の治療を受けた場合、令和6年1月1日の受診から、認定を受けている疾病に係る治療に限り、通院医療費の自己負担額が無料になります。治療を受ける指定医療機関の窓口で、以下の3点を併せて提示してください。

- ①マイナ保険証等
- ②子ども医療費・心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費のいずれかの受給資格証
- ③小児慢性特定疾病・自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)・指定難病のいずれかの受給者証

◆受給資格証を忘れた場合や、県外の医療機関を受診する場合

- ①医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示し、自己負担額をお支払いください。
- ②各区役所市民保険年金課・福祉事務所・支所・地域センターの窓口で、次のものを添えて医療費給付申請をしてください。
 - ・対象者の健康保険の加入状況が確認できるもの(資格確認書・マイナポータル画面の写し等)
※これらが用意できない場合は対象者のマイナンバーカード等
 - ・領収書
 - ・保護者の方の通帳等(口座の分かるもの)
 - ・保険者が発行した「支給決定通知書」※保険者から療養費、高額療養費、附加給付金等の給付がある場合
- ③後日、指定口座に給付金を振り込みます。



記入例

岡山市長 様
子ども医療費受給資格証交付申請書

年 月 日

申請者 (保護者等)	住所	〒 700-8544 岡山市北区大供1-1-1
	氏名	岡山 太郎 (子どもとの続柄 父)

電話 (086) 123-4567

子どもに係る医療費の助成を受けたいので、子ども医療費受給資格証の交付申請をします。
なお、受給に当たり公簿により私及び世帯員の所得を確認されることに同意します。
また、高額療養費について岡山市が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を岡山市へ支払います。
家族療養費附加給付金を私が保険者から受領した場合は、当該相当額を岡山市へ支払います。

受給資格者	年齢区分	申請理由 ※1	フリガナ氏名	生年月日	
	A 乳幼児	①	オカヤマ ハナコ	令和6年 1月 1日	
	B 小学生		岡山 花子		
	C 中学生・高校生等※2				
	A 乳幼児			年 月 日	
	B 小学生				
	C 中学生・高校生等※2				
	A 乳幼児			年 月 日	
	B 小学生				
	C 中学生・高校生等※2				
	申請理由	①：新規（出生含む） ②：転入・入国 ③：再交付 ④：生活保護廃止 ⑤：他制度※3の資格を取得 ⑥：他制度※3の資格を喪失 ⑦：その他			

※1 下欄の申請理由に相応する記号を記入してください。
※2 高校生等とは、在学の有無にかかわらず、15歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
※3 他制度とは、心身障害者医療費助成制度又はひとり親家庭等医療費助成制度をいいます。

次の場合は手続きが必要です。

各種申請・届出を行うときは、保護者の方の本人確認書類（免許証等）をお持ちください。

こんな場合	持ってくるもの
氏名が変更になったとき	受給資格証
岡山市外へ転出するとき	受給資格証
受給資格証を紛失したとき	本人確認書類

※資格喪失後、誤って資格証を使用した場合、岡山市が支払った医療費の返還をお願いします。

申請受付場所及び問い合わせ先

北区中央福祉事務所	086-803-1209	吉備地域センター	086-293-1111
北区北福祉事務所	086-251-6530	足守地域センター	086-295-1111
中区福祉事務所	086-901-1231	高松地域センター	086-287-3731
東区福祉事務所	086-944-1822	津高地域センター	086-294-2411
南区西福祉事務所	086-281-9620	一宮地域センター	086-284-0501
南区南福祉事務所	086-230-0321	富山地域センター	086-277-7211
御津支所	086-724-1111	上道地域センター	086-297-4211
瀬崎支所	086-363-5201	妹尾地域センター	086-282-3121
建部支所	086-722-1112	福田地域センター	086-282-1131
瀬戸支所	086-952-1112	興除地域センター	086-298-3131
北区役所市民課年金課	086-803-1118	藤田地域センター	086-296-2221
中区役所市民課年金課	086-901-1615	福兵地域センター	086-265-4181
東区役所市民課年金課	086-944-5017	児島地域センター	086-267-2231
南区役所市民課年金課	086-902-3515		

問い合わせ先・郵送の場合の送付先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 医療助成課 医療助成係
TEL 086-803-1219